

山口県報

平成23年
11月25日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

保安林指定の解除(下関市)(森林整備課)……………三

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)……………三

道路の区域の変更(道路整備課)……………三

道路の供用の開始(道路整備課)……………三

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(砂防課)……………四

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)……………五

県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)……………五

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………六

土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課)……………七

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)……………七

山口県環境影響評価条例の規定に基づく措置状況報告書の縦覧(道路建設課)……………七

山口県告示第四百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。



当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十一月二十五日から同年十二月十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 協和発酵バイオ株式会社
住 所 東京都千代田区大手町一丁目六番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 協和発酵バイオ株式会社山口事業所防府
所 在 地 防府市協和町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /時)	工事着手 年月日 予定	工事完成 年月日 予定	使用開始 年月日 予定	使用時間 隔り の 使用 間 隔 の 概 要
四七一口	五	平成二四、 一、二〇	平成二四、 一〇、三二	平成二四、 一、一	断 続 五 時 間 変 動 な し
"	三	"	"	"	二 時 間
"	"	"	"	"	五 時 間
四七七八	五	"	"	"	一 五 時 間
"	一	"	"	"	"
四七一ホ	一五	平成二三、 一、二、一六	平成二三、 一、二、二五	平成二三、 一、二、二六	連 続 二 四 時 間

備考 「四七一口」、「四七七八」及び「四七一ホ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供するろ過施設、分離施設及び廃ガス洗浄施設をいう。

最終沈殿処理施設		循環水生物処理施設		
処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
"	"	"	"	七
"	"	六・八	六・八	七
"	四六・五	四三	二二・五	四三四
"	七五	六〇	三五〇	六五〇
"	四五	八〇	一〇〇	一〇
"	八〇	一六五	"	二〇〇
"	"	"	"	検出せず
"	三九	七九	九九	二〇九
"	七〇	一六〇	二〇〇	三〇五
"	〇・八一	〇・九	三・四	七・三
"	"	二	一〇	二
"	七五、〇〇〇	"	一七、一九六	"
"	九〇、〇〇〇	"	二〇、五二四	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
	通常	最大	
七	八	六	七五、〇〇〇
四六・五	七五	四五	九〇、〇〇〇
四五	八〇	検出せず	
三九	七〇	〇・八一	
二	七五	二	

山口県告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
下関市豊北町大字角島字前田無手一七七五の二三
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山口県告示第四百四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規

定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成十九年山口県告示第五百五十五号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十三年十一月一日限り消滅した。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

防府市加入区

山口県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道

路線名 下関長門線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市豊田町大字手洗字馬場三四八の四地先から同市豊田町大字手洗字堂本二七一の一地先まで	旧	最狭 二一〇・九五	三一〇・〇	道路改良工事の完了による。
	新	最狭 二九・四二	三〇六・七	

道路の種類 県道
路線名 豊浦豊田線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
下関市豊田町大字西長野字山の口一九の一地先から同市豊田町大字西長野字石原六六の二地先まで	旧	最狭 八六・八〇	三七三・〇	終点の変更による。下関市道西市石町線の区域
	新	最狭 一〇六・八〇	四八三・六	
下関市豊田町大字江良字小迫二七五の一地先まで	旧	最狭 二一〇・八	三八〇・五	道路改良工事の完了による。
	新	最狭 三一・一六	一六八・〇	
下関市豊田町大字手洗字馬場三三八の一地先から同市豊田町大字手洗字堂本二八三の一地先まで	旧	最狭 三三・一六	一六八・〇	下関市道馬場線の区域
	新	最狭 三三・一六	一六八・〇	

山口県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
下関長門線	下関市豊田町大字手洗字馬場三四八の四地先から同市豊田町大字手洗字堂本二七一の一地先まで	平成二十三年十一月二十六日

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊浦豊田線	下関市豊田町大字手洗字飯塚四〇九の一地先から同市豊田町大字手洗字堂本二八三の一地先まで	平成二十三年十一月二十六日

山口県告示第四百四十九号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二年山口県告示第九百八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関 成

長正司地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
下 関 市	豊田町大字矢	片山田	七五の三	一号
		片山田	二四〇の二	二号
		片山田	二四〇の二	三号
		片山田	二四〇の二	四号
		片山田	二四〇の二	五号
		片山田	二四〇の二	六号
		片山田	二四〇の二	七号
		片山田	二四〇の二	八号
		片山田	二四〇の二	九号
		片山田	二四〇の二	十号
		片山田	二四〇の二	十一号



(三四四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月二十五日から平成二十四年三月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパーセンタートリアル下松店

所在地 下松市潮音町一丁目六二の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社トリアルカン 住所 福岡市東区多の津一丁目二番二号 代表者の氏名 永田 久男

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社トリアルカン 福岡市東区多の津一丁目二番二号 永田 久男

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年七月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四、〇一五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の収容台数 二五五台
- (二) 駐輪場の収容台数 四八台
- (三) 荷さばき施設の面積

- 二五五平方メートル
- 五八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社トリアルカンパニー 午前零時 午後二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十三年十一月十日

(三四五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年七月十五日山口県公告(二二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南岩国

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三四六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年七月十五日山口県公告(二二一五)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年十一月二十五日から同年十二月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク南岩国

所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三四七) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名

事業の名称

工事着手時期

工事完了時期

平生町

川久保地区
ため池の整備

平成二二、一、一二 平成二三、三、一八

(三四八) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事業の名称

県営豊閑地区広域営農団地農道整備事業

二 工事完了の時期

平成二十三年十月二十六日

(三四九) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく措置状況報告書の縦覧

山口県環境影響評価条例(平成十年山口県条例第三十七号)第三十二条第一項の規定により、措置状況報告書を作成したので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十五日

山口県知事 二井 関成

一 事業者等の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 山口県

氏名 二井 関成

所在地 山口市滝町一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

名称 地域高規格道路小郡萩道路(美東―大田間)新設事業

種類 道路の新設

規模 車線の数 四(暫定二車線)
長さ 約六キロメートル

三 対象事業が実施された区域

美祢市美東町大字真名、美東町大字綾木及び美東町大字大田

四 措置状況報告書の縦覧の場所、期間及び時間

場所 宇部土木建築事務所及び宇部土木建築事務所美祢支所並びに美祢市建設

経済部建設課、美祢市美東総合支所、美祢市赤郷出張所、美祢市綾木出張所及び美祢市真長田出張所

期間 平成二十三年十一月二十五日から同年十二月二十六日まで

時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

平成二十三年十一月二十五日
印刷

発行所

山口県知事